

## 平成30年第8回 湯沢市教育委員会会議録

日 時：平成30年12月7日（金）午後3時

場 所：湯沢市役所 3階 35会議室

1. 出席者            教育長     和田 隆彦  
                      教育委員 後藤 美喜子  
                      教育委員 芳賀 誠  
                      教育委員 佐藤 和広  
                      教育委員 阿部 和榮

1. 欠席者

なし

1. 出席職員            教育部長  
                          教育総務課長  
                          学校教育課長  
                          生涯学習課長  
                          教育総務課総務班長

1. 会議に提出された議案

議案第15号     損害賠償の額の決定及び和解の申し出について

【午後 3 時08分 開 会】

【会議録署名委員の指名】

教育長が今回会議録の署名委員として委員 2 名を指名した。

【議 事】

議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解の申し出について

教育長 事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

教育総務課長 (資料に基づき説明)

委員 事故の原因が赤信号無視ということで、非常に重大な事故であった。今後はこのような事故が起きないように、十分に注意喚起が必要である。

教育長 平成30年 5 月25日付け教育長名で、各所属長と校務員に対し、事故防止に万全を期すよう、通知を出している。7月 5・6・9 日にも、教育長・教育部長・教育総務課長の 3 人で指導のため、所管施設を回った。6 月 28日付けで市の総務部長からも、職員全員に対し注意喚起の通知が出ている。

※議案第 15 号については、全員賛成により議決された。

【報告】

湯沢市立小・中学校 業務改善計画(案)について

教育長 事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 (資料に基づき説明)

委員 早急に取り組まなくてはならないこと。特に、主任や部活を持っている教員に、管理職又は教育委員会がどう対応できるか。部活に関しては、国・県の枠組みが大事になってくる。教員以外の方がもっと関わられるようになればいいと思う。

委員 毎月のように行事があり、土日に出勤しても代休を取れないような状況である。先生方の健康が、良い学校の運営に繋がっていくと思う。休めるような体制づくりを考えてもらいたい。

【午後 3 時32分閉会】

# 平成30年第8回湯沢市教育委員会

## (資料)

議案第15号 損害賠償の額の決定及び和解の申し出について

- ・ 損害賠償の額の決定及び和解の申し出について (案件)
- ・ 損害賠償の額の決定及び和解について
- ・ 職員の処分について

報 告 湯沢市立小・中学校 業務改善計画 (案) について

- ・ 湯沢市立小・中学校 業務改善計画 (案)

## 議案第15号

### 損害賠償の額の決定及び和解の申し出について

次のとおり公用車の事故に係る損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づく議会の議決を求めるための申し出をする。

平成30年12月7日提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

#### 記

#### 1 相手方

2 事故の概要 平成30年5月25日（金）午後2時15分頃、岩崎字上宿地内にて、市職員が職務上公用車を運転中、赤信号を無視して交差点に侵入し、相手方車両に衝突し損害を与えたもの。

3 損害賠償額 7,408,192円  
（内訳：車両修理費 5,337,220円、レッカー代 270,972円、  
休車損害補償 1,800,000円）

#### 提案理由

損害賠償の額を決定し、和解することは、議決要件に該当するためです。

<議案第15号資料>

損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生年月日 平成30年5月25日（金）午後2時15分
- 2 事故の概要 岩崎字上宿地内において、市職員が職務上公用車を運転中、交差点に赤信号を無視して進入し、相手方車両に衝突し損害を与えたもの。
- 3 損害賠償の額 7,408,192円  
内訳：車両修理費 5,337,220円  
レッカー代 270,972円  
休車損害補償費 1,800,000円  
(5,000,000円は、全国市有物件災害共済会の加入保険で負担。不足分の2,408,192円については、市の負担となるため、市議会12月定例会に追加提案として補正予算を計上する)
- 4 負担割合 市100%、相手方0%
- 5 損害賠償の相手方
- 6 市公用車修理費等 70,000円（レッカー代）  
(当該車両は全損により修理不能であったため、廃車処分した。処分費用はなし)

## 職員の処分について

### 1 処分理由

交通違反を犯したうえ、交通事故を起こしたことは、率先して交通事故防止に努めるべき市職員に対する信用を著しく失墜させることとなった。その責任は極めて重く、再発防止のための注意を促す。

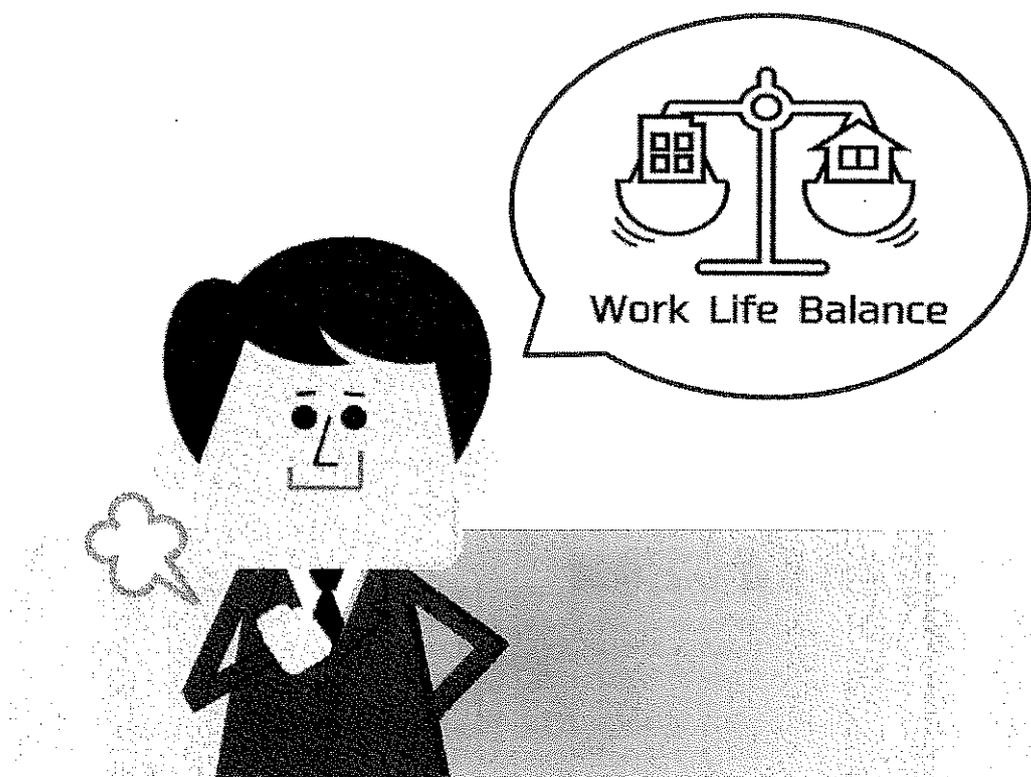
### 2 処分内容

事故当事者及び管理監督者 2 名を処分した。

### 3 処分年月日 平成30年12月 5 日

<報告資料>

# 湯沢市立小・中学校 業務改善計画(案)



平成30年11月

湯沢市教育研究所運営委員会

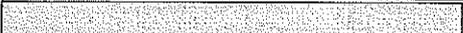
教育課題検討部会

# 目 次

1	市立小・中学校教職員の勤務状況	… 1
	(1) 時間外勤務時間調査	
	(2) 時間外勤務時間調査から	
	(3) 最終退校時刻調査	
	(4) 最終退校時刻調査から	
2	業務改善方針	… 4
	(1) 方 針	
	(2) 目 標	
	①月毎の時間外勤務	
	②最終退勤時刻	
3	具体的取組	… 5
	(1) 時間管理	
	(2) 組織力による改善	
	(3) 業務の効率化	
	(4) 行事・業務の見直しと精選	
	(5) 部活動	
	(6) その他	
4	検証	… 9
5	資料	…10
	・ 中学校における運動部活動等の休養日及び活動時間について (H30.5.21 湯沢市、羽後町、東成瀬村教委通知)	
	・ 秋田県スポーツ少年団活動の指針 (H30.4.1 改定)	

# 1 市立小・中学校教職員の勤務状況

## (1) 時間外勤務時間調査

湯沢市教職員の時間外勤務状況					
平成30年1月15日～2月15日					
範囲		人数(人)		割合	
小学校		45時間未満	114		(81%)
		45時間以上 60時間未満	21		(15%)
		60時間以上 80時間未満	4		(3%)
	合計人数	80時間以上 100時間未満	2		(1%)
	141人	100時間以上	0		(0%)
中学校		45時間未満	67		(66%)
		45時間以上 60時間未満	19		(19%)
		60時間以上 80時間未満	10		(10%)
	合計人数	80時間以上 100時間未満	5		(5%)
	101人	100時間以上	0		(0%)
全体		45時間未満	181		(75%)
		45時間以上 60時間未満	40		(17%)
		60時間以上 80時間未満	14		(6%)
	合計人数	80時間以上 100時間未満	7		(3%)
	242人	100時間以上	0		(0%)
平成30年5月7日～6月6日					
範囲		人数(人)		割合	
小学校		45時間未満	79		(56%)
		45時間以上 60時間未満	45		(32%)
		60時間以上 80時間未満	12		(9%)
	合計人数	80時間以上 100時間未満	2		(1%)
	138人	100時間以上	0		(0%)
中学校		45時間未満	42		(42%)
		45時間以上 60時間未満	29		(29%)
		60時間以上 80時間未満	23		(23%)
	合計人数	80時間以上 100時間未満	11		(11%)
	106人	100時間以上	1		(1%)
全体		45時間未満	121		(50%)
		45時間以上 60時間未満	74		(30%)
		60時間以上 80時間未満	35		(14%)
	合計人数	80時間以上 100時間未満	13		(5%)
	244人	100時間以上	1		(0%)

平成30年10月1日～31日					
範囲		人数(人)		割合	
小学校		45時間未満	114		(80%)
		45時間以上 60時間未満	24		(17%)
		60時間以上 80時間未満	4		(3%)
	合計人数	80時間以上 100時間未満	0		(0%)
	143人	100時間以上	1		(1%)
中学校		45時間未満	28		(27%)
		45時間以上 60時間未満	24		(23%)
		60時間以上 80時間未満	20		(19%)
	合計人数	80時間以上 100時間未満	23		(22%)
	104人	100時間以上	9		(9%)
全体		45時間未満	142		(57%)
		45時間以上 60時間未満	48		(19%)
		60時間以上 80時間未満	24		(10%)
	合計人数	80時間以上 100時間未満	23		(9%)
	247人	100時間以上	10		(4%)

## (2) 時間外勤務時間調査から

- ①小中学校とも多忙さが増す時期と比較的業務に余裕のある時期がある。3学期スタートからおよそ1ヶ月は比較的余裕がある。5月の連休明けから、運動会や体育祭、遠足、修学旅行等の大きな行事が入るとともに、中学校では部活動が本格化してくるため、時間外勤務が増える傾向にある。
- ②10月、中学校では、合唱祭、学校祭に加えて文化(部)関係のコンクールがあり、時間外勤務が大きく増える。行事担当、作文等のコンクール担当、部活動担当者の負担が大きい。一方、小学校は学習発表会や日曜参観等の行事があるが、全体的に時間外勤務が大きく増えない。但し、小学校でも文化(部)関係のコンクールを控えた担当者は長時間労働の傾向にある。
- ③校務分掌では、部活動担当の他に、教頭、教務主任、研究主任の時間外勤務の負担が目立つ。児童生徒数、教職員数が多くなるほど、その傾向は強くなる。また、初任者や比較的教職経験の浅い教員の時間外勤務も多い。ベテラン教員に比べ、準備や後処理に時間がかかることが理由と思われる。

- ④過労死ラインといわれる月80時間を超える時間外勤務者が毎回見られる。10月は30名を超えた。学期末や学年末、高校入試資料作成期にはさらに増えることも予想される。単月でなく、連続して80時間超となっている実態も想定し、対応を急ぐ必要がある。

(3) 最終退校時刻調査（警備保障会社のデータより）

校種	学校名	平均最終退出時刻			
		6月	7月	8月	9月
小学校	A	20:20	19:08	18:02	19:40
	B	20:29	19:25	18:31	19:19
	C	20:21	19:11	17:28	20:12
	D	19:40	18:44	17:21	18:44
	E	18:36	18:03	17:15	18:52
	F	18:22	17:35	17:04	17:48
	G	19:07	18:12	16:59	17:56
	H	19:31	19:05	17:46	19:25
	I	19:31	18:33	17:50	18:28
	J	19:21	18:56	18:04	19:00
	K	19:50	19:38	17:36	19:31
中学校	L	21:53	21:11	19:48	21:48
	M	19:47	19:52	19:43	20:23
	N	22:04	20:57	19:49	21:08
	O	20:19	19:41	18:43	19:42
	P	21:15	21:16	18:42	20:58
	Q	19:45	18:54	17:45	20:17

(4) 最終退校時刻調査から

- ①時期により、また学校により最終退校時刻は異なる。夏休みの8月のみ全体的に早めの退校時刻になっている。
- ②児童生徒数、教職員数の多い学校の退校時刻は遅くなる傾向が見られる。これは時間外勤務からもうかがえる。
- ③小学校は、県で示したガイドライン(19時退校)に徐々に近づいている。遅くまで残って仕事をする教職員はごくわずかとなっていることが、最終退勤時刻の数字に表れている。
- ④中学校は学校や時期の差が大きい。比較的規模の大きい学校が遅くなりがちだが、小規模校でも20時を超える平均となっている。午前0時を超える勤務も散見され、健康及び翌日の勤務への影響が懸念される。

## 2 業務改善方針

### (1) 方針

多忙化解消をねらいとした業務改善計画の作成と実施により、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、職務能力の向上とワークライフ・バランスを意識した働き方ができる環境づくりを推進する。

### (2) 目標

#### ① 月毎の時間外勤務

平成32年度末までに教職員の毎月の時間外勤務について次のようにする。



休日労働を含め、時間外勤務時間を

月45時間以内とする。

月80時間を超える時間外勤務をなくす。

\*教職員の業務には、繁忙期と比較的余裕のある時期があるので、12ヶ月平均で45時間以内を目標とする。

\*過労死ラインといわれる月80時間超えについては、皆無となるよう取組を進める。

#### ② 最終退校時刻

平成32年度末までに学校の最終退校時刻を次のようにする。



最終退校時刻を遅くとも20時とする。

小学校においては、19時までとする。

\*月平均で20時、小学校は19時までとする。

～参考～

目標

#### 【全校種共通】

- 時間外勤務（休日労働を含む）は、月45時間以内とする。
- 長期休業中に、学校閉庁日を3日以上設定する。
- 最終退校時刻を、平成32年度までに、遅くとも20時とする。なお、小学校にあっては、遅くとも19時とする。

「2018 教職員が実感できる多忙化防止計画」

(2018.3 秋田県教育委員会)

### 3 具体的取組

#### (1) 時間管理

##### <市教委>・時間外勤務実態調査の実施

教職員個々の超過勤務実態把握のための調査を学期に1回実施する。



##### ・学校最終退出時刻調査

警備保障システムの記録から各学校の最終退出時刻の把握を毎月行う。

##### ・学校閉庁の実施

8月13日～15日の3日間を学校閉庁日とし、その前後を含めた期間の連続休暇取得を促す。学校閉庁日には、学校に日直を置かず、部活動も原則として実施しない。緊急時の連絡先は教育委員会学校教育課とする。

##### <学 校>・タイムマネジメント意識を高める取組

学校全体及び教職員個々が時間を意識した効率的な働き方ができるよう学校の実態に応じた取組を行う。

【例】「退勤目標時刻の設定」「職員会議の時間管理」「ノー残業デーの設定」「効率化を図るための日常業務の見直し」

#### (2) 組織力による改善

##### <市教委>・校務支援職員の配置

「かがやきサポーター」「子ども読書活動支援員」「学習補助員」等、校務支援職員の効果的な配置を図る。

##### ・コミュニティ・スクールの設置

平成32年度までに全小中学校に学校運営協議会を設置。「地域とともにある学校」づくりの推進をとおして、学校に対する地域の支援強化を図る。

### **<学 校>・業務の平準化**

教頭や部活動担当者等、超過勤務が慢性化している教職員にかかる負担を軽減するための対策を検討する。

【例】「担当業務の分散」「担当授業時数軽減のための学級担任以外の教員による授業」「持ち時数の検討」

### **・相互支援・連携**

学校のマンパワーを生かし、得意とする業務で他の職員を支援したり、相互に連携したりして効率化を図る。

【例】「事務職員による学年・学級会計支援・書類作成」「テスト・ドリル等の採点・点検作業の協働化」「学校課題に対する複数メンバーでの対応」

## (3) 業務の効率化

### **<市教委>・諸帳簿の電子化**

「指導要録」「出席簿」「健康診断票（検討中）」の電子化を推進することで、事務作業の効率化を図る。

### **・全国学力学習状況調査の自校採点結果報告の休止**

調査結果の公表が前倒しされたため、各学校からの自校採点結果の報告を休止する。これにより、各学校で行っていた採点等に係る事務作業の軽減を図る。

### **・復命書の簡略化**

現在、市内の出張のみ簡易復命で対応しているが、これを郡市内に拡大する。これにより、出張者の事務負担軽減を図る。

### **<学 校>・「休める」「持ち帰りなし」に向けた効率化**

年次休暇の取得促進、勤務時間内に完結する業務遂行をねらいとして業務の効率化を図る。

【例】「週案の工夫改善（中）」「日課表の工夫改善」  
「指導要録への記載を見込んだ通信簿の作成」

## (4) 行事・業務の見直しと精選

### < 市教委 > ・ 公開研究会の縮減

市教委が主催する「湯沢市公開研究会」と「AKITA 英語コミュニケーション能力強化事業拠点校・協力校英語授業改善事業公開研究会」の一本化を図る。半日日程が望ましい。

### ・ 研修会等実施の縮減

市教委で主催する次の研修会等の開催を回数減または休止、隔年実施するなどして教職員の出張回数の軽減を図る。

【対象となる研修会等】 ・ 初任者研修  
・ 研究主任連絡協議会 ・ 夏冬休みおもしろ実験教室  
・ ミドルリーダー研修会 ・ 特別支援学級担任研修会  
・ 生徒指導研修会 ・ 地域子どもの安全安心づくり研修会

### ・ 夏季休業中のプール開放の見直し

学校がプールを開放する体制を見直し、保護者や地域の手による運営に切り替える。これにより、夏季休業中の保護者等との面談、研修会参加、教材研究等、教職員としての重要業務に集中できる体制をつくる。

### < 学 校 > ・ 会議の精選

「職員会議の内容の精選」「企画会議の精選」「会議参加者の重点化」等、会議に係る職員の負担を軽減する。

### ・ 行事等の精選

学校の教育方針、ねらい、効果、負担等から行事等を再検討し、縮減・廃止等の精選を図る。

【例】「家庭訪問の見直し」「保護者面談の見直し」「校外学習の見直し」「研究会・研修会の見直し」



## (5) 部活動

### <市教委>・中学校部活動のガイドラインの設定と指導

平成30年5月21付け「中学校における運動部活動等の休養日及び活動時間について（通知）」により、中学校運動部活動等のガイドラインを定める。この通知に基づき、学校の指導を行い、部活動運営の適正化と教職員の負担軽減を図る。スポーツ少年団の活動についても、活動指針の遵守を求める。

### ・部活動指導員の配置

平成29年4月に制度化された「部活動指導員」の配置を推進する。平成32年度からの段階的な配置を目標とする。これにより、部活動の専門的な指導者が確保されるとともに、教職員の部活動負担が軽減され、教育課程に係る重要業務に集中できる。

### <学 校>・中学校部活動のガイドラインによる運営

市教委のガイドラインに従い、部活動の運営を行うことにより、生徒及び教職員の部活動に係る負担を軽減する。小学校におけるスポーツ少年団活動についても、児童の実態に応じた指導体制について関係団体と協議する。また、特定の教職員に部活動の負担が集中しないような体制づくりに配慮する。

【例】「部活動の複数担当者配置」「土日出勤の軽減」「他の校務分掌の軽減」

## (6) その他

### <市教委>・学校外の依頼による土日勤務調査

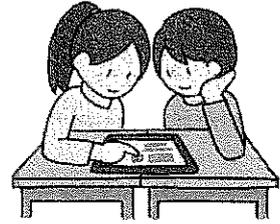
音楽関係の部活動を中心に、休業日に地域のイベント出演要請が行われている実態を把握し、関係団体への配慮を求める。

### ・メンタルヘルス対策の実施

年1回、ストレスチェックを実施し、教職員のメンタルヘルスに係る実態把握を行う。医師による実態に応じた治療等を勧める。

### ・ICT化の推進

タブレットPC、高速無線LAN、デジタル教科書、拡大提示装置の導入等を検討し、ICT化による効果的・効率的な授業の実現を図る。



## 4 検 証

教育委員会は、市校長会と連携し、平成31年度から年1回、本業務改善計画の進捗状況と成果の確認を行い、課題解決に向けた改善策を提示する。

# 5 資料

平成30年5月21日

湯沢市雄勝郡内各中学校長 様

湯沢市教育委員会教育長  
羽後町教育委員会教育長  
東成瀬村教育委員会教育長  
(公印省略)

## 中学校における運動部活動等の休養日及び活動時間について (通知)

このことについて、スポーツ庁及び秋田県教育委員会より、スポーツ医・科学の観点からジュニア期における休養日及び活動時間について基準が示されました。

これらを踏まえ、湯沢市雄勝郡内3市町村教育委員会では、中学校における運動部活動等の休養日及び活動時間について次のとおり基準を定めることとしました。

ついては、この趣旨を踏まえ、運動部活動の休養日等を適切に設定し、その徹底を図るとともに、生徒及び保護者、外部指導者等の関係者に休養日等の設定及びその意義について周知くださるようお願いします。

### 1 基準

- (1) 週あたり2日以上休養日を設ける。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

### 2 留意事項

- (1) 週あたり、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」)も少なくとも1日を休養日とする。
- (2) 週末に大会等への参加で連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 第1・3日曜日は、活動休止日とする。
- (4) 休養日や活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえるとともに、教員の長時間勤務の解消等の観点からも工夫し設定する。
- (5) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- (6) 定期試験等の前後の一定期間を、活動休止日とする。

### 3 実施期日

平成30年8月1日(新人チームから)

### 4 その他

- (1) 学校における文化的活動を主とする部活動についても、本通知を準用する。
- (2) 参考資料 「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」

(平成30年3月19日付け スポーツ庁)

# 秋田県スポーツ少年団活動の指針

活動は週4日・1日2時間 第3日曜日は活動休止日

秋田県スポーツ少年団では、心身ともに健全な団員の育成と充実した団活動を目指し、次のとおり指針を改定し、全県一斉に遵守するよう推進します。

## 1 1週間の活動日数・休止日について

- (1) 団員の健康保持や障害防止の観点から、1週間の活動日は、大会や招待試合、練習試合への参加を含め4日以内とし、週3日以上はの休止日を確保する。
- (2) 第3日曜日は、原則として全県一斉の活動休止日とする。  
ただし、大会等が第3日曜日に開催される場合、参加・不参加は、団員の体調や健康面を考慮した上で、各団において慎重に判断して決定する。やむを得ず大会等に参加した場合には、第4日曜日を活動休止日として確保する。
- (3) 大会や招待試合、練習試合への参加で土曜日、日曜日に活動した場合には、月曜日を休止日として団員の体力回復に努める。

## 2 1日の活動時間について

- (1) 団員の体力や運動能力、発達段階に応じて活動時間を設定し、1日の活動時間を2時間以内とする。
- (2) 活動終了時刻は、翌日の学校生活に支障をきたさないよう、原則午後7時までとする。

## 3 団活動に際しての配慮事項

- (1) 活動は、単一種目に偏ることなく、他の種目や奉仕活動等も取り入れ、多様な体験をさせるようにする。
- (2) 勝利至上主義に陥って、一部団員の活動に終始することなく、全団員が喜んで活動できるよう活動内容を工夫する。
- (3) 団員に過度な負担がかからないよう、大会や招待試合、練習試合の参加回数を精選するように努める。
- (4) 殴る、蹴る、道具でたたく、物を投げつけるなどの身体的暴力、威圧する、無視する、脅すなどの言葉や態度による精神的暴力、セクシャルハラスメント等の反社会的行為を根絶する。
- (5) 施設設備・用具等の安全点検を定期的実施し、事故の未然防止に万全を期する。また、活動は、必ず登録指導者の監督のもとで行うものとする。
- (6) 定期的に指導者と育成母集団（保護者等）との話し合いの場を設け、活動方針等を確認し、相互の共通理解のもとで団活動を進めるように努める。

### 《付帯事項》

- 「指針」に著しく反して活動した「団」・「指導者」には、その活動内容及び状況を精査し、「スポーツ少年団登録者処分基準」により、然るべき処分・罰則を適用するものとする。

附則 この指針は平成30年4月1日より改定施行する。